# でんかeマンションプラン

(主契約料金条件)

2026年4月1日 実施

四国電力株式会社

# でんか e マンションプラン

# 目 次

本	則	1
1	適 用	1
2	契 約 種 別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	適 用 範 囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	供給電気方式,供給電圧および周波数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	契約負荷設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	契 約 電 力	2
7	時間帯区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
8	料 金·····	3
9	電化機器割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
10	使用電力量の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
11	そ の 他	7
附	則	8
딘	表	Q

### 本 則

#### 1 適 用

このでんかeマンションプラン料金条件(以下「この料金条件」といいます。)は、次の地域に適用いたします。

徳島県, 高知県, 香川県 (一部を除きます。), 愛媛県 (一部を除きます。)

#### 2 契約種別

この料金条件の契約種別は、でんかeマンションプランといたします。

#### 3 適用範囲

電気需給条件 [低圧] (以下「需給条件」といいます。) 12 (需要区分) (1)または(2)に該当する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、この料金条件の適用を受ける際現にでんか e マンションプランの適用を受けており、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

なお、需給条件 12 (需要区分) (1)または(2)に該当し、お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、需給条件 12 (需要区分) (1)における使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)または(2)における契約容量は、別表3 (契約設備電力の算定)によって算定された契約設備電力といたします。(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)

- (1) マンションまたはアパート等で独立した1建物内の総戸数が3戸以上 の集合住宅における需要であること。
- (2) 7 (時間帯区分)に定める平日昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要(負荷の使用目的から,使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい,街路灯,看板灯,アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。)であること。

#### 4 供給電気方式,供給電圧および周波数

供給電気方式,供給電圧および周波数は,1 (適用)を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者(以下「当該一般送配電事業者等」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)に定めるところによるものといたします。

#### 5 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

#### 6 契約電力

- (1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
  - イ 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていた お客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日 以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適 用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とい たします。ただし、この料金条件により新たに電気の供給を受ける前か ら引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、 この料金条件による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の 決定上、この料金条件によって受けた電気の供給とみなします。
  - ロ 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。
  - ハ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された

日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(2) (1)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、 需給条件4 (単位および端数処理) にかかわらず、0.5キロワットといた します。

#### 7 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) 平日昼間時間(平日デイタイム) 毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。ただし、別表2(休日)に定める日の該当する時間を除きます。
- (2) 夜間・休日時間 (ナイト・ホリデータイム) 平日昼間時間以外の時間をいいます。

#### 8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および需給条件別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、需給条件別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が80,000円を下回る場合は、

需給条件別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、需給条件別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 80,000 円を上回る場合は、需給条件別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### (1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただ し、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロワットまで	1,551円00銭
上記をこえる1キロワットにつき	470円56銭

#### (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 平日昼間時間 (平日デイタイム)

1キロワット時につき	46円71銭
ロ 夜間・休日時間 (ナイト・ホリデータイム)	
1キロワット時につき	31円99銭

#### 9 電化機器割引

需要場所内において(1)に定める電化機器を使用する需要で、当社との協議がととのった場合の料金は、8 (料金)(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金の合計から(2)イ、ロまたはハによって算定された割引額を差し引いたものに、需給条件別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。

#### (1) 電 化 機 器

電化機器とは、次に定める機器をいいます。

イ 総容量(入力)が2キロボルトアンペア以上の電磁誘導加熱調理器等

ロ 総容量(入力)が1キロボルトアンペア以上の別表1(夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い)に定める小型機器(以下「夜間蓄熱式機器」といいます。)における貯湯式電気温水器等

なお、当社は、イまたは口に該当する電化機器であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電化機器に関する資料を提出していただきます。

#### (2) 電化機器割引額

#### イ I H 割

I H割引額は、(1)イに定める機器を使用する場合、1月につき次によって算定された金額といたします。

Ⅰ 日割引額 = 割引対象額 × 割引率「5パーセント]

ロ エコキュート割

エコキュート割引額は、(1)ロに定める機器を使用する場合、1月に つき次によって算定された金額といたします。

エコキュート割引額 = 割引対象額  $\times$  割引率 [5パーセント] ハ で  $\lambda$  か 割

でんか割引額は、(1)イおよび口に定める機器をあわせて使用する場合、1月につき次によって算定された金額といたします。

でんか割引額 = 割引対象額 × 割引率 [10パーセント]

なお、この場合、割引対象額とは、8(料金)(1)によって算定された 基本料金とその1月の時間帯別の使用電力量に8(料金)(2)の該当料金 を適用して算定された金額の合計といたします。

- (3) (2)イ、ロまたはハの重複適用はいたしません。
- (4) 電化機器を取り付けもしくは取り外しまたは取り替えられる場合は, 当社に申し出ていただきます。
- (5) 電化機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が電化機器を使用する需要であることを確認した日以降に算定される料金について適用いたします。
- (6) 需給条件 20 (料金の算定) (1)口の場合で, (2)における割引率 (以下

「割引率」といいます。) に変更があったときは、割引率に変更があった 日以降に算定される料金について、変更後の割引率を適用いたします。

(7) 電化機器を取り外していることが明らかになった場合は、違約金を申し受けます。

なお,この場合の違約金は,需給条件 32 (違約金) に準じて算定する ものといたします。

#### 10 使用電力量の算定

(1) 使用電力量の算定は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、 それぞれの使用電力量の算定は、需給条件19(使用電力量の算定)に準 ずるものといたします。

なお、料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(ただし、契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。この場合、消滅日における30分ごとの使用電力量は、消滅日前日に使用したものとみなします。)において合計した値(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の各時間帯ごとの使用電力量を合計した値といたします。

#### (2) 夜間蓄熱式機器の計量等

イ 特別の事情がある場合(技術的,経済的にやむをえず,夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量している場合をいいます。)は、当該一般送配電事業者等は、お客さまおよび当社と協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当該一般送配電事業者等は、毎日午前0時から午前7時までおよび午後11時から翌日の午前0時まで以外の時間は、適当な装

置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、当該夜間 蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更すること があります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当該一般送配電事業者等は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。(この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。)

なお、当該一般送配電事業者等は、供給設備の状況により、5時間通 電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあ ります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- ハ イおよびロの場合で、当該一般送配電事業者等が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、毎日午前0時から午前9時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間(以下「夜間時間」といいます。)に使用されたものといたします。
- (3) (2) イおよびロの場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに (1) により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたしま す。
- (4) (2) イおよび口に定める電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等の 計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

#### 11 そ の 他

最大需要電力が50キロワット以上となる場合は、需給契約の変更について 協議するものとし、それまでの間は、この料金条件に準じて取り扱います。

# 附 則

### (実施期日)

この料金条件は、2026年4月1日から実施いたします。

### 別 表

#### 1 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、主に夜間時間に通電する機能を有し、夜間時間 の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって、次のいずれかに 該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。 イ 給湯または暖房等単一の用途に対応する機能を有するもの。
  - ロ 給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有 するもの。
- (2) (1)の「主に夜間時間に通電する機能を有し」には、次の場合を含みます。
  - イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合
  - ロ 本則10 (使用電力量の算定) (2) イまたはロの場合で、当該一般送配 電事業者等が当該機器への電気の供給をしや断する適当な装置または計 量器を取り付けた場合
- (3) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外しまたは取り替えられる場合は、当社に申し出ていただきます。
- (4) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、 当社は、各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあり ます。

#### 2 休 日

この料金条件において、休日とは、次の日をいいます。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日および休日
- (3) 1月2日, 1月3日, 4月30日, 5月1日, 5月2日, 12月30日および 12月31日

#### 3 契約設備電力の算定

(1) 契約設備電力は、原則として需給条件13(契約容量および契約電力) (1)に準じて定めます。ただし、お客さまと当社との協議により、最大需要容量が需給条件12(需要区分)(1)イに該当する場合にはその最大需要容量にもとづき契約設備電力を定めます。

なお,最大需要容量は,需給条件12(需要区分)(1)に準じてえた値と いたします。

(2) 夜間蓄熱式機器のうち別表1 (夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い) (1) イに定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は, (1)にかかわらず, 契約 設備電力は, 原則として, 次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値が ロによってえた値以上となる場合は, イによってえた値とし, それ以外 の場合は, 次の算式によって算定された値といたします。

イによってえた値 + ロによってえた値 × 0.1

- イ 契約負荷設備のうち別表 1 (夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い)(1) イに定める夜間蓄熱式機器以外のものについて,原則として需給条件 13 (契約容量および契約電力)(1)の契約容量決定方法に準じてえた値
- ロ 契約負荷設備のうち別表 1 (夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い)(1) イに定める夜間蓄熱式機器の総容量(入力)

ただし、別表1 (夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い) (1)イに定める夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が需給条件 12 (需要区分) (1)イに該当する場合は、イの値は、その最大需要容量にもとづき(1)に準じて定めます。